

【3】善来具足戒法の制定と帰依の対象としての サンガ（僧宝）の形成

はじめに

第【1】章では律蔵の法体系を考えて、波羅提木叉の各条文は「随犯随制」されたけれども、五篇七聚と呼ばれる体系そのものは予め構想されていたのであり、さらに「随犯随制」は韃度部にはあてはまらないということを論証した。

また第【2】章では具足戒の種類と名称を調査し、筆者のいう「誰でも具足戒」は「善来具足戒（略称は「善来」とし以下は主に略称を用いる）」「十衆白四羯磨具足戒（略称は「十衆）」」「持律第五白四羯磨具足戒（略称は「持律第五）」」「二部僧白四羯磨具足戒（略称は「二部僧）」」「遣使具足戒（略称は「遣使）」」であり、「三帰依具足戒（略称は「三帰）」」は「律蔵」によってはこれを公認の具足戒と認めないものもあるが、『パーリ律』『四分律』という有力な「律蔵」はこれを認めているし、「十衆」が制定されるまでは『五分律』も非公認ながらこれを行っていたとしているから、これも一応は「誰でも具足戒」として扱っておくことが適当であろうということを記した。

そこでこれからの各章では、これら「誰でも具足戒法」がどのように制定され、それがサンガ形成史の上ではどのような意味をもつかを検討することになるが、上記のうちの「遣使」は公認の具足戒ではあるが、特殊な場合にのみ適用されるものであり、サンガ形成史には関係しないので、ここでは取り扱わない。なお「善来」「三帰」「十衆」を主題とする本章を含めての数章は、律蔵の「受戒韃度」⁽¹⁾の記述にそって論を進めることになる。そこで本論に入る前に「受戒韃度」の内容を簡単に見ておきたい。

広律と呼ばれる「律蔵」には『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』の6種があるが、「受戒韃度」についていえばその内容によって大きく2種類に分かれる。1つはその最初の部分に俗にいう「仏伝」をもつものと、もう1つはこの「仏伝」をもたないものである。この2つは次のように説明すると判りやすい。

「受戒韃度」は端的に言えば、律蔵の定める正規の具足戒法である「十衆」の施行細則を説明することを主題とするもので、「仏伝」のない「律蔵」はこの施行細則の説明のみを内容とする。しかるにこの「十衆」がどのように制定されるに至ったかという因縁譚を持つものがあり、これがもう一方の「仏伝」をもつ「律蔵」ということになる。換言すれば一般にいわれる「受戒韃度」の仏伝は、「十衆」制定の因縁譚に外ならないわけである。そしてこの因縁譚を持たない「律蔵」は『十誦律』『僧祇律』であって、因縁譚を持つのは『パーリ律』『四分律』『五分律』『根本有部律』である。

そしてこの因縁譚の部分は、その内容からさらに3つの部分に分けることができる。これを「章」という概念で整理するならば、第1章は「善来」が形成された因縁を述べる「善来具足戒章」であり、第2章は「三帰」が制定された因縁を述べた「三帰依具足戒章」であり、

第3章は「十衆」が制定されるに至る因縁を述べた「十衆白四羯磨具足戒章」ということになる。そしてこの全体が「受戒韃度」が主題とする「十衆」の施行細則を説明するための因縁譚ということになるのである。

このように「受戒韃度」のなかに含まれる俗に「仏伝」と呼ばれる部分は、「十衆」がどのように制定されるに至ったかということを描いたものであり、第1章の「善来具足戒章」は仏成道の記述から始まり、それ以降第2章、第3章は時系列にしたがって記され、それが一見すると「仏伝」のような印象を与えるので、これが「最古の仏伝」としてもはやされ、後期原始仏教聖典としての仏伝經典もこれをネタ本とし⁽²⁾、現代の学者もブッダの伝記を書く時にこれを主な材料として使ってきたのである。

しかしここに記されるのは厳密に言えば、「十衆」が制定されるに至るまでの経過であって、今までもしばしば述べてきたように具足戒の制定過程はサンガの形成史と表裏の関係をなすから、したがってこれを「サンガ形成史」と捉えるのなら誤りではないが、しかしながらこれをそのまま「仏伝」と捉えるとなると誤解を生じかねないことになる。「ブッダの成道直後の伝記」は「サンガ形成史」と重なる部分も多いけれども、「サンガ形成史」の他にも釈尊の事績はあるはずであって、その重ならない釈尊の事績はここには記されていないはずであるから、この部分を捨象してしまうと本当の「仏伝」から大切なものを見落としてしまう危険性があるからである。

また一方では、「受戒韃度」に記される「仏伝」を単にブッダの伝記とのみ受け取り、「サンガ形成史」として理解しないと、別の誤解を生じかねないことになる。例えばこれまで考えられてきたブッダ伝と、これから考えてみようとするサンガ形成史を重ね合わせると、ブッダ伝の時間的経過が短かすぎることに気付かされる。ブッダ個人の事績だけを考えればそれほど不自然ではないのであるが、サンガの形成は、いわば地盤を整備してから土台を作り、その上に柱を立て、棟と屋根を載せ、壁と窓を作るように積み重ねられていったものであるから、それほど短時日では形成されえないことは当然であるからである。

以上のように『パーリ律』『四分律』『五分律』のもつ仏伝は、実はサンガ形成史に相当するのであって、これを本稿の章番号と章題をもって表現すると次のようになる。

第1「善来具足戒章」＝【3】善来具足戒法の制定と帰依の対象としてのサンガ（僧宝）の形成

第2「三帰依具足戒章」＝【4】三帰依具足戒法の制定とサンガ祖形の形成

第3「十衆白四羯磨具足戒章」＝【5】十衆白四羯磨具足戒法の制定とサンガの形成

第4「十衆白四羯磨具足戒施行細則章」＝【6】受具足戒資格審査項目（遮・難）の制定

そしていわゆる「仏伝」をもたない「律藏」はこのうちの第4章だけからなっているということになる。

(1) 第【1】章の冒頭に示した各広律の韃度部の名称の一覧表のように、『パーリ律』は「大韃度 (Mahākhandhaka)」、『四分律』は「受戒韃度」、『五分律』は「受戒法」、『十誦律』は「受具足戒法」とよびその名称は一定しない。なお『根本有部律』は「出家事」と呼ぶが、内容は相当異なる。また『僧祇律』は上記の「律藏」とはまったく異なる組織を取る。しかしながら本稿ではこれをすべてを総体的に呼ぶ時には「受戒韃度」という用語を用いる。

(2) 律藏の仏伝と仏伝經典の内容の対応関係については、「モノグラフ」第3号（2000年9月）

に掲載した【資料集3】「仏伝諸経典および仏伝関係諸資料のエピソード別出典要覧」を参照されたい。

[1] 僧宝の成立

本稿の第【3】章から第【6】章に至る構成は上記のようになっており、本章では仏伝をもつ「律蔵」の第1「善来具足戒章」を主な材料として、「善来具足戒」がどのように始まったか、これに付帯して仏・法・僧の三宝（*ratanattaya, ti ratana*）⁽¹⁾、なかんずく「僧宝（*saṃgha-ratana*）」、すなわち帰依の対象としてのサンガがどのように成立したかを検討する。

「善来具足戒」と「僧宝」の成立には一見すると何の関係もなさそうであるが、以下に考察するように、「善来具足戒」によって具足戒を得た五比丘が阿羅漢になって、世尊を含めて「世間に阿羅漢が6人となった」とされるときに「僧宝」は成立したのである。それ以前には「二宝帰依」と表現されていたものが、この直後には「三宝帰依」と称されることから明らかであり⁽²⁾、そしてこの後「三帰依具足戒」が制定されるまで⁽³⁾、「世間に阿羅漢が〇〇人となった」という記述が続くこともこれを傍証する。

- (1) 「三宝」という言葉は聖典（*pāli*）には見いだされない。*‘ratanattaya’* は *Jātaka* vol. I p.001、*‘ti ratana’* は *Jātaka* vol. II p.147、*Netti-pakaraṇa* p.176などにしか見いだされない。しかし *Suttanipāta* の小品・第1経は *‘ratanasutta’* といい、仏法僧に帰依すべきことを説いたものであるから、仏法僧を宝に喩えるという認識はあったわけである。
- (2) アンニャーコンダンニャが最初に法眼淨（預流果）を生じて、「善来」によって具足戒を得たとするのは「律蔵」（仏伝をもつ「律蔵」。しかし以後はいちいち注意しない）で共通しているが、他の4人についてはその順序が異なる。『パーリ律』と『五分律』はヴァッパとパッディヤが先でマハーナーマとアッサジは後であるが、『四分律』はアッサジとマハーナーマが先でヴァッパとパッディヤが後である。それはともかく五比丘が「善来」で具足戒を得た時点で時間的な差異があったとすると、アンニャーコンダンニャと先の二人が法眼淨を生じて「善来」で具足戒を得た時には釈尊を含めて預流果を得た聖者の比丘が4人存在したことになる。もしそうだとすると、この時に「僧宝」が成立したとも考えられるが、律蔵は五比丘が阿羅漢を得た時に「僧宝」が成立したと考えているようである。ちなみに阿羅漢果を得たのは五比丘が同時であったことになっている。とするならば「僧宝」を構成するのは最初は阿羅漢果を得た比丘であったのであろうが、後述するように一般的な定義では預流果以上の四向四果の聖者がその構成員とされるから、後にその条件が緩和されたのであろう。
- (3) ただし前章で述べたように、「三帰」を公認するのは『パーリ律』『四分律』『十誦律』であって、『五分律』『僧祇律』『根本有部律』はこれを公認しない。これも以降はいちいち注意しない。

[1-1] まず最初に「善来具足戒」がどのようなものであり、どのような意味を有するかを検討する。

この具足戒は、前章【2】の[2]において各「律蔵」の記述を紹介したように、鹿野苑の仙人墮処における初転法輪の際に、五比丘のうちのアンニャーコンダンニャ（*Aññā-*

koṇḍañña、アンニャータコンダンニャ Aññātakoṇḍañña ともよばれる）が出家して比丘となる時に用いられたのが最初であり、仏教におけるもっとも古い具足戒法であった。『パーリ律』ではこれを次のように表現している。なお「律蔵」の記述の紹介はすべて要約である。

世尊が四諦を三転十二行相をもって説かれた時に、コンダンニャに厭塵離垢の法眼淨が生じた (virajaṃ vītamalaṃ dhammacakkhuṃ udapādi)。そこで世尊は「コンダンニャは悟った、コンダンニャは悟った (aññāsi vata bho Koṇḍañño aññāsi vata bho Koṇḍañño)」と言われ、これによってコンダンニャはアンニャーコンダンニャと呼ばれるようになった。そのとき彼は世尊に、「私は世尊のみ元において出家して具足戒を得たい (labbheyāhaṃ bhante bhagavato santike pabbajjaṃ, labbheyyaṃ upasampadaṃ)」と願い出たので、世尊は「来なさい、比丘よ (ehi bhikkhu)。法はよく説かれた、正しく苦を滅尽するために梵行を修しなさい (svākkhāto dhammo, cara brahmacariyaṃ sammā dukkhassa antakiriya) 」と言われた。これが彼の具足戒であった⁽¹⁾。

この「来なさい、比丘よ」以下の部分の他の漢訳「律蔵」の文章についてはすでに前章【2】の【2】に紹介したので省略し、ここではアンニャーコンダンニャが出家し、具足戒を得たいと願う部分のみを紹介する。

『四分律』：我れ今如来のところにおいて梵行を修せんと欲す⁽²⁾。

『五分律』：世尊、願わくば我に出家を与え、具足戒を受^(さず)けたまわんことを⁽³⁾。

なお『僧祇律』にはこの部分にびたりと一致する文章は見いだせないが、五百の群賊が出家具足戒を願う場面では、

「唯だ願わくば今我を度して出家せしめたまわんことを」というと、仏は「善来、比丘」と言われた。そのとき五百の群賊の被服は変じて三衣となり、自然に鉢器あって、威儀庠序として百歳の旧比丘のごとくになった⁽⁴⁾。

としている。

また『根本有部律』にもこの部分に一致する文章はないが、舍利子が出家を希望する 500 人の漁師を連れてきた時の様子を、

舍利子は 500 人の善男子を連れてきて仏に、「世尊よ、この 500 人の善男子は深心にして、善説の法律において出家を求欲し、ならびに近円を受けて苾芻となることを希願しています。願わくば憐愍の故に出家を与え、近円を受^(さず)けたまわんことを」と言った。その時世尊は 500 人に、「善来、苾芻。梵行を修すべし」と言われた。そのとき鬚髪は自ら落ち、法衣著身して瓶鉢は手にあり、威儀具足して百歳の苾芻の如くであった⁽⁵⁾。

としている。

ただし『十誦律』やその系統の『薩婆多毘尼毘婆沙』『薩婆多毘尼摩得勒伽』は五比丘の具足戒を「得道即得具足戒」「見諦得戒」などと呼んで、「善来」で具足戒を得たのではなく、四諦を觀察して得道したことが具足戒であったと考えていることは前章において記した。しかし「善来」そのものを認めていることについても前章に記したとおりであるが、その実際例を見いだすことはできない。

(1) *Vinaya* vol. I p.011

- (2) 大正 22 p.788 下
- (3) 大正 22 p.105 上
- (4) 大正 22 p.384 中
- (5) 大正 23 p.674 下

[1-2] このように「善来具足戒」は、世尊のもとで出家し具足戒を受けたいと願う者に対して、仏が自ら「来なさい。自分のもとで梵行を修せよ」と許されるものであって、この具足戒によって比丘となった者はブッダの直弟子になったということを意味する⁽¹⁾。

そして釈尊が仏弟子たちに「三帰」をもってそれぞれがそれぞれの弟子を取ることを許されるまでは、仏教のすべての出家修行者は釈尊が「善来」で具足戒を授けられたのであるから、その時代にはすべての出家修行者が釈尊の直弟子であったということになる。

またさらに後に「十衆」が制定された時には、和尚と弟子の制が定められ、すべての新弟子はこの和尚の下で10年間の教育を受けなければならないことになった。そういう意味ではこの「善来」で比丘となった弟子たちの和尚は釈尊であったということになる。そしてこの釈尊を和尚とする直弟子たちのサンガは、後には「ブッダを上首とする比丘サンガ」と呼ばれ、これに対して仏弟子を和尚とするサンガは「仏弟子の誰それを上首とする比丘サンガ」と区別されるようになった。原始聖典に「世尊は500人の比丘からなる大比丘サンガにともなわれて (*mahatā bhikkhu-saṃghena saddhiṃ pañca-mattehi bhikkhu-satehi*) 王舎城からナーランダールに至る大道を進んでおられた」⁽²⁾などと記述される大比丘サンガはこの「ブッダを上首とする比丘サンガ」をさすのである。これについては「モノグラフ」第13号(2008年3月)に掲載した【論文13】「『仏を上首とするサンガ』と『仏弟子を上首とするサンガ』」に詳説したので参照願いたい。また本稿では前者を「釈尊のサンガ」、後者を「各地に散在する個別のサンガ」と呼ぶことにしてあることは、「緒言」に書いたとおりである。

なお前章【2】において注意したように、『五分律』と『僧祇律』は「三帰」を公認の具足戒と認めず、後に正規の具足戒法である「十衆」が制定されるまでは、諸国に布教にてた仏弟子たちも釈尊にならって「善来」を与えたり、もしくは「一語」ないし「三語」で授戒をしていたとしている。もちろん「善来」は「仏のもとで」梵行を修するのが本来であるから、もし弟子たちがこれを行っていたとしても「公認」ではなかった。

さらにこれも前章に注意したところであるが、「十衆」が制定された後も入滅まで、ブッダはブッダだけが有する特権として「善来」を与え続けられた⁽³⁾。

(1) もちろんもっと後のことであるが、他の具足戒法が制定された以降は、もし世尊が自分の手で修行させようと考えられない場合は、他の仏弟子に出家させるという形式をとられるようになった。例えば『パーリ律』(*Vinaya vol. I p.295*)には「具寿阿難の和尚の具寿ベラッタシーサ (*Āyasmato Ānandassa upajjhāyassa āyasmato Belaṭṭhasīsassa* ……)」とされているから、阿難でさえも最初は釈尊の直弟子ではなかったことになる。このほか提婆達多などが出家・具足戒を受けた時などがそうである。

(2) *DN. 001 Brahmajāla-s. vol. I p.001*

(3) 『涅槃経 (*Mahāparinibbāna-s.*)』に登場するスバツダは「世尊の最後の直弟子 (*so bhagavato pacchimo sakkhi-sāvako ahoṣi*)」(*DN. vol. II p.153*)とされる。なおパーリの文章では、スバツダが〈善来〉で具足戒を得たかは明確ではないが、梵本

Mahāparinirvāṇasūtra (1986年6月 臨川書店) では‘*ehibhikṣuka*’であることが明記されている。

[1-3] なお前章において紹介したごとく、『パーリ律』や『四分律』は「比丘尼」の定義の中で「善来」で具足戒を得た比丘尼がいたかのような表現をしている。しかし厳密に言えば「善来」で具足戒を得た者は「ブッダを上首とする比丘サンガ」の一員になるのであるから、仏とはいえ男性である釈尊が女性をこの形で具足戒を授けることがありうるとは奇妙である。そこで「善来」で具足戒を得た女性、すなわち「善来比丘尼」について検討しておこう。

これも前章において記したところであるが、『毘尼母経』も「善来比丘尼戒」があることを認めるのであるが、その例として、

世尊が舎衛国におられた時、世尊は摩登祇女のために説法された。彼女は法性を深く悟って須陀洹果を得、世尊に出家を求めた。世尊は、「汝の我が法中において善く梵行を修し、諸々の苦際を尽すことを聴す」といわれた。仏が言い終わられると、頭髮が自ら落ち法服・応器忽然と身にあり、威儀庠序として久しき法服者のごとし。この故に善来受具と名づく⁽¹⁾。

としている。これによれば摩登祇女はまさしく善来によって具足戒を得たことになる。

この摩登祇女は *Divyāvadāna* にも登場する。ここではマータンガ種の娘プラクリティ (*Mātaṅgajāti Prakṛti*) とされており、彼女が阿難に横恋慕してつきまとうので、釈尊が阿難と同じ格好をせよといわれ、「来れ、汝比丘尼よ、梵行を修しなさい (*ehi tvam bhikṣuṇi cara brahmacaryam*) 」と出家させたとしている⁽²⁾。また同じ話は『摩登伽経』にもあって、ここでも「仏が善来というと、即ち沙門となって鬚髪が自ら落ち、法衣が身にあった」⁽³⁾ とする。しかしこのマータンガの娘については原始仏教聖典レヴェルの文献には見いだされないから、おそらく『パーリ律』や『四分律』はこれをもって「善来比丘尼」の例としたのではないように思われる。

そこで注意されるのが *Therīgāthā* の「以前にはジャイナ教徒であったバツダー尼 (*Bhaddā purāṇanigaṇṭhī*) 」の偈であって、ここではバツダー尼は「ブッダは『来なさい、バツダーよ』と言われた。それが私の具足戒でした (*ehi Bhadde ti avaca sā ās'ūpasampadā*) 」 (v.109) と語っている。『パーリ律』はこれをさして比丘尼にも「善来比丘尼」があるとするのであろう⁽⁴⁾。

しかしながらアッタカターでは、このバツダーに対する‘*ehi Bhadde*’を文字どおりの「善来具足戒」とは理解していないようである。なぜならこの偈の註釈において、「『来なさい、バツダーよ、と私に言われ、それが私の具足戒であった』というのは、私が阿羅漢に達し、出家と具足戒を請うたので、世尊は『来なさい、バツダーよ、比丘尼の住処に行つて比丘尼のもとで出家し、具足戒を受けなさい (*ehi Bhadde bhikkhunūpassayaṃ gantvā bhikkhunīnaṃ santike pabbajjaṃ upasampajjassu*) 』と言われた。この師の命令が私の受戒の原因であったので、それが(私の具足戒であった) という意味である」としており⁽⁵⁾、また AN.-A は「師は彼女の出家を認めた。彼女は比丘尼の住処に行つて出家した」⁽⁶⁾ とし、*Dhammapada*-A は「長老(舍利弗)は諸比丘尼に告げて(クンダラケーシー⁽⁷⁾) を」出家さ

せた。彼女は出家して具足戒を得て、クンダラケーシー長老尼とよばれて、2、3日後に無碍解とともに阿羅漢果に達した」⁽⁸⁾とするからである。そしてさらに *Sāratthadīpanī vinayaṭṭikā* は「全ての比丘尼は仏から受戒した比丘尼とサンガから受戒した比丘尼の2種である。八重法を受けて受戒したマハーパジャーパティー・ゴータミーは仏のもとで受戒したので仏から受戒した比丘尼である。残りは全てサンガから受戒した比丘尼である。……善来比丘尼で受戒した比丘尼はいない (*ehibhikkhunībhāvena upasampannā pana bhikkhuniyo na santi*)」⁽⁹⁾と明言している。

このようにアッタカターやティーカーでは、世尊はバツダーに「来なさい」と言われたけれども、それは「善来具足戒」を意味するのではなく、「来なさい、比丘尼サンガから具足戒を受けなさい」という指示であって、したがって彼女の具足戒は比丘尼サンガから受けたものであると解釈するのである。

『パーリ律』そのものが「善来比丘尼」が存在したとするに拘わらず、註釈書があえてそれを認めようとしなないのは、「善来比丘尼」を認めると、先に指摘したように「ブツダを上首とするサンガ」は「比丘サンガ」であるはずであるにかかわらず、ここに比丘尼が混在するという不合理が生じるからであろう⁽¹⁰⁾。このように原始聖典に紛らわしい表現があるために、「善来比丘尼」があるような伝承が生じたが、理としては「善来比丘尼」は存在しえないといわなければならない。

(1) 大正 24 p.803 中

(2) Cowell, p. 616、平岡聡訳『ブツダが謎説く三世の物語』下巻 大蔵出版社 2007年11月 p.301 (以下「平岡」という)

(3) 大正 21 p.401 上

(4) *Apadāna* (vol. II, p. 563, v. 44) 参照。ここでは名を *Bhaddā Kuṇḍalakesī* とする。

(5) *Paramatthadīpanī* p.107

(6) vol. I, p. 360

(7) バツダーは *Bhaddā Kuṇḍalakesā* (または *Bhaddā Kuṇḍalakesī*) と呼ばれている。

(8) vol. II, p. 224

(9) *Chaṭṭha saṅgāyana tipīṭaka* 4.0 による。

(10) この項の情報の多くは研究分担者の岩井氏から頂戴したものである。

[2] 「善来比丘具足戒」の始まり

次に「善来」がいつから始まったのかを検討する。もちろん鹿野苑における初転法輪でのアンニャーコンダンニャの受具足戒を嚆矢とすることは明らかであるが、それが年度としてはいつのことであったかということである。なお以下には、「律蔵」に記述される成道直後の釈尊の事績の概略をなぞることになるが、ここでは歴史的な事項にのみふれ、それぞれの意味するところについてはふれない。これについてはまた別の機会に論じる機会があるであろう。

ところで初転法輪は一般には釈尊成道の年の雨安居前のことであって、それは紛れもないことのように考えられている⁽¹⁾。しかしながら筆者はこれには賛成しない。成道から初転法輪、そして五比丘らを教化されて、その後に比丘らを諸国に布教に出され、自らはウルヴェー

ラーに戻られた。それが次章【4】に考察する「三帰」制定の舞台となるのであるが、その間の経過を次のように考えているからである。

釈尊は古代中国の暦で2月15日にブッダガヤーの菩提樹下で成道された。入胎から起算する年齢の数え方の満35歳と10ヵ月になった日である。そして2ヵ月後の4月15日に満36歳となられた。そのあとそのころから始まるその年の雨期をウルヴェーラーで禅定の楽しみを味わって過ごされ、その間に自分の悟った法を説くことを決心されて、雨期明けにパーラーナシー近郊のイシパタナ・鹿野苑に向けて出発された。1ヵ月ほどして到着された釈尊はそこで5人の共に修行した仲間を教化されるとともにヤサとその友人などを弟子とされ、そこで満37歳の誕生日を迎えられて、成道後2回目の雨期を過ごされた。そして雨期が明けると弟子たちを諸国に布教に出され、自身はウルヴェーラーに帰られた。ウルヴェーラーにおいて力を持っていたウルヴェーラ・カッサパなど三迦葉を折伏するためである。

これは「モノグラフ」第14号（2009年5月）に掲載した【論文19】「コーサンビーの仏教」の第10節「コーサンビー仏教小史ーまとめにかえて」の冒頭⁽²⁾を若干の語句を修正しながら引用したものである。

しかしこれまでこのような結論を得るに至る論拠を十分に示してこなかったので、本項はこの結論に至る資料を提示しながら、その論拠を示すことにしたい。

- (1) *Jātaka* の *Nidāna-Kathā* は仏成道をヴェーサーカ月の満月の日とし (vol. I p.068)、初転法輪のためにパーラーナシーに出発したのはその2ヵ月後のアーサール八月の満月の日であったとする (vol. I p.081)。*Mahāvastu* (vol. III p.328, Jones vol. III p.335)、『仏本行集経』（大正03 p.808下）も同じである。「モノグラフ」第3号の pp.114,115 を参照。

- (2) p.253

[2-1] 以上のように、この検討は月単位で行うことになるので、まず釈尊の成道の月日がいつであったかということから始めよう。

これについてはすでに「モノグラフ」第1号（1999年7月）に掲載した【論文3】「釈尊の出家・成道・入滅年齢と誕生・出家・成道・入滅の月・日」においてヴェーサーカ月の満月の日という結論を得ている。上述したようにこれが古代中国暦では2月15日に当たるのであるが、これまた「モノグラフ」の同号に掲載した【論文2】「原始仏教時代の暦法について」で考察しておいたように、このヴェーサーカ月の満月の日はちょうど春分の頃に相当すると考えられる⁽¹⁾。現代の暦でいえば3月20日頃である。パーリの伝承では、この成道の日も誕生（出胎）の日も、入滅の日も同じくヴェーサーカ月の満月の日であって、この日を記念して南方仏教において行われるお祭りがウェーサク祭である。

ところで釈尊当時のインドの暦法は太陰太陽暦であり、そのためしばしば閏月が挿入されることになるので、この祭りが太陽暦（グレゴリオ暦）の何月何日頃に相当するかは確定できず、大体4月か5月に行われるというしかないのであるが、そうするとこれは春分の頃ではないことになる。このずれは釈尊の生まれられた時から現在までの2,500年の間に歳差によって生じたものと考えられている⁽²⁾。しかしながらわれわれは釈尊の時代を基準として考えなければならないのであるから、釈尊の成道の時期を現在のウェーサク祭を基準とする

のではなく、春分の頃と考えればよいことになる。

- (1) 「モノグラフ」第1号（1999年7月）【論文2】「原始仏教時代の暦法について」p.098
- (2) 定方晟「安居・布薩・シャカ生誕の日付」『仏教学』第3号（仏教学研究会 1997年4月）p.005。「歳差」は『広辞苑』においては、「月・太陽および惑星の引力の影響で、地球自転軸の方向が変わり、春分点が恒星に対し、毎年50秒余ずつ西方へ移動する現象。このため回帰年と恒星年との差を生じ、恒星の赤経・赤緯は変わる」と解説されている。

〔2-2〕ところで『パーリ律』の「小品・大犍度」は記述を菩提樹下において釈尊が成道したところから始め、『四分律』や『五分律』の「受戒犍度」は釈尊が成道するに至る因縁、すなわち釈尊の家系や成道以前の菩薩としての事績も記している。しかし前項にも書いたように『十誦律』や『僧祇律』は「十衆白四羯磨具足戒」制定の場面から始めるので、一般に「仏伝」と称される部分はない。前述したように「受戒犍度」は「十衆」がどのように執行されるべきかを記するのが主題であるから、これが本来の形であったのかもしれない⁽¹⁾。

それでは『パーリ律』などが「十衆」制定以前に「仏伝」のようなものを記すのはなぜであろうか。「十衆」が制定されるに至る因縁譚とってしまえばそれまでであるが、実は「十衆」が制定される以前の具足戒、すなわち今ここで議論している「善來」や、次章【4】で考察しようとする「三歸」などを記し、「十衆」以前に行われていた具足戒法も、法律でいうところの不遡及の原則にしたがって有効な具足戒であるということを記そうとしたのである。

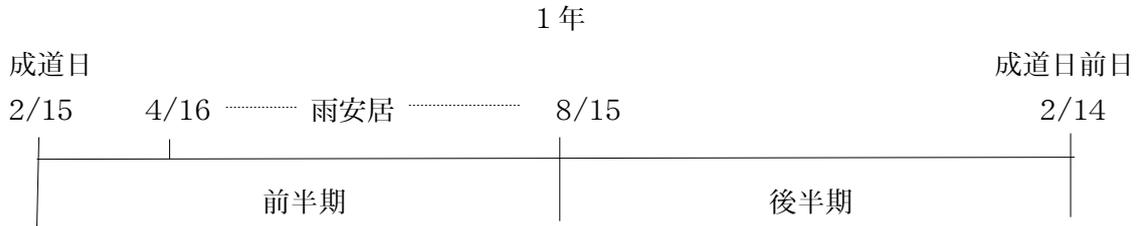
そしてさらに三歸依とは「仏宝」「法宝」「僧宝」に歸依することであるから、この「三歸依具足戒法」の制定の因縁として、仏成道によって「仏宝」が成立したことを記し、わかりやすく解釈すれば初転法輪によって「法宝」が成立し⁽²⁾、これによって五比丘が阿羅漢果を得たことによって「僧宝」が成立したことを記したのである。そしてこれらはまた「善來比丘具足戒」の制定因縁ともなっていることはいままでもない。

それはともかくここでは、「**仏宝**」は菩提樹下の成道によって成立したことを確認しておきたい。**仏成道第1年、出胎を誕生日とする釈尊35歳の誕生日当日**であって、それは春分の日であったということになる。なお以下に記す**釈尊の年齢は出胎を誕生日とする満年齢で数え、成道年は成道された年を第1年とし、1年は成道日から次の成道日の前日までとすることとしたい。一方仏教の出家修行者（比丘・比丘尼）の年齢は法臘と呼ばれ、これは雨安居を何回過ごしたかによって数える。雨安居が明けた日（古代の中国暦で7月16日、後安居は8月15日）を新年とする数え年で数えるわけである。とすると成道日を1年の始まりとする釈尊の成道年とは食い違いが出ることになるが、成道年の数え方のほうがわかりやすいであろうから、本稿ではこの数え方によることとする。**

なお本稿では成道による1年を雨安居明けで区切り、雨安居は後安居までの4ヵ月を過ごすのが一般であったと考えて⁽³⁾、中国暦の2月15日から雨安居明けの8月15日までの6ヵ月を「前半」、8月16日から翌年の2月14日までの6ヵ月を「後半」に分かつことにしたい。なお例えば成道15年の雨安居の時というような表現をすることがあるが、それは成道後第15回目の雨安居ということになる。この年の自恣（8月15日）までが成道第15年の前半、この翌日から翌年の2月14日までが成道第15年の後半ということになるが、雨安居

【3】善來具足戒法の制定と歸依の対象としてのサンガ（僧宝）の形成

をいう場合には前半部が雨安居までの前半部と雨安居中の後半部に分かれることになる。わかりやすいように表示しておく。なお月日は古代中国の暦日で示す。



- (1) ただし平川彰氏は仏伝を含んだ「律蔵」のほうが早いと考えられている。『律蔵の研究Ⅱ』（「平川彰著作集」第10巻 春秋社 2000年2月25日）p.176。筆者もそのように考えられるのではないかということを書いた。第【2】章の[2-4]に書いておいた。
- (2) しかしながら律蔵は実は初転法輪が「法宝」の成立と考えているのではない。このことについては後にふれる。
- (3) 「モノグラフ」第17号（2012年5月）に掲載した【論文24】「迦絺那衣（*Kathina*）の研究」の[3]を参照されたい。同号に掲載した【論文23】「原始仏教聖典にみる釈尊と仏弟子たちの一日」は1日の生活サイクルを検討したものであり、【論文24】は論題が異なるが、そもそもは1年のサイクルを検討しようとして始めたものである。

[2-3] 上記のように釈尊は春分の頃に成道された。「律蔵」の「受戒韃度」では、釈尊はその後数週間を禪定の楽しみを味わいながら過ごされたとされている。この数週間の記事を仏伝経典まで含めて、「モノグラフ」第3号（2000年9月）に掲載した【資料集3】「仏伝諸経典および仏伝関係諸資料のエピソード別出典要覧」の〔付表2〕に表にしておいたので、若干修正しながらこれを再録しておく。なお仏伝経典の略称もこれに従う。なお「溝口」としたのは、溝口史郎訳『ブッダの生涯』（東方出版 1996年11月）である。

〔A〕原始聖典

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	出定後
①パーリ律 (南伝3 p.001)	菩提樹下にて、十二縁起を順逆に観察する。	アジャパーラニグロダ樹下にて(傲慢なバラモン)	ムチャリダ樹下にて、大雨降り、龍王が保護する。	ラージャーヤタナ樹下にて、二商人が供養する。	アジャパーラニグロダ樹下にて。			梵天勸請

【3】善來具足戒法の制定と歸依の対象としてのサンガ（僧宝）の形成

⑦四分律 (大 22 p.781 下)	於菩提樹下 結跏趺坐、 七日不動。 (二商人供 養。商人髮 爪供養)	(去菩提樹 不遠)食買 人麩蜜已 即於樹下 結跏趺坐 七日不動。 (身内風動、 呵梨勒樹 神取呵梨 勒果、來 奉世尊)	食呵梨勒 果已、於 樹下結跏 趺坐七日 思惟不動。 (入鬱鞞羅 村乞食)	詣一離婆 那樹下、 七日中結 跏趺坐思 惟不動。 (入鬱鞞羅 村乞食、 蘇闍羅大 將女供養)	還詣離婆 那樹下、 七日結跏 趺坐思惟 不動。 (入鬱鞞羅 村乞食)	詣文隣樹 隣水、文 隣龍王宮 ……七日 思惟不動。 七日間天 大雨極寒。	往詣阿踰 波羅尼拘 律樹下、 至已敷坐 具結跏趺 坐。	梵天 勸請
⑧五分律 (大 22 p.103 上)	逆順觀十二 因緣。風患 取呵梨勒果 即除。結跏 趺坐七日。 (遊行人間、 二商人供養)	食麩蜜已 復結跏趺 坐入定七 日。	到文隣龍 所坐一樹 下……復 入定七日。 雨七日、 龍王保護。 (到鬱鞞羅 斯那聚落 入村乞食。 須闍陀供 養)	復還菩提 樹下、結 跏趺坐三 昧七日。 (姊妹四人 供養)	還菩提樹 下三昧七 日。	向阿予波 羅尼拘類 樹……到 樹下三昧 七日。		梵天 勸請
⑩根本有 部破僧事 (大 24 p.124 下)	菩提樹下… 入火界三摩 地、經于七 日今猶在定。 (二商人供 養。患於風 氣。魔王白 可入涅槃。 取呵梨勒果)	往牟枝磷 陀龍王池 邊、坐一 樹下…… 七日雨下 不絕。	還菩提樹 下……結 跏如法而、 坐觀十二 緣生。					梵天 勸請

なお表において『五分律』の第5週とした部分は、「過七日已從三昧起。著衣持鉢復到其舍。斯那奉食受二自歸亦如上説。仏後復往其舍。其婦見仏奉食。受二自歸亦如上説。仏後復往其舍。彼姊妹四人見仏奉食。受二自歸亦如上説。仏食已復還菩提樹下三昧七日」とされている。「亦如上説」⁽¹⁾とされているところは、それぞれそこで7日を過ごされたとすると、この部分は第5週、第6週、第7週を過ごされたことになる。このように数えれば阿予波羅尼拘類樹下の禪定は第8週となり、梵天勸請は第9週目ということになる。

〔B〕 仏伝經典

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	出定後
① NK. (南伝 28 p.163)	禪定に安住して七日の間唯その処に坐し続ける。	御座を瞬きもせず見つめて七日間を過ごす。	宝の経行処に経行しつつ七日を過ごす。	宝の家に於てアピダルマを取り調べて七日間を過ごす。	アジャパーラ榕樹のある所に於て魔女誘惑す。	ムチャリンダ樹の下で文隣陀龍王が雨と寒さを防いだ。	ラージャーヤタナ樹下にて、訶梨勒果を食す。	二商人供養
⑥ 普曜 (大 03 p.524 下)	宿夜七日觀道場樹、以報其思、過七日已。							二商人供養
⑦ 方広 (大 03 p.599 中)	觀菩提樹王目不暫捨不起于坐經於七日。	至第二七日周匝經行三千大千世界。	至第三七日觀菩提場。	至第四七日…隨近經行以大海為邊際。(魔王願入般涅槃)	於第五七日住曠隣陀龍王所居。	於第六七日往尼俱陀樹下。	於第七日多演林中在一樹下、結跏趺坐。(不食已來四十九日)	二商人供養 梵天勸請
⑧ LV. (溝口訳 p.325)	瞑想の喜びを榮養として、自分自身の中に味わいつつ、智慧の樹の下で一週を過ごされた。	三千大千世界の諸領域を含む長大な散歩をされた。	如来は瞬き一つせずに「悟りの場」を見つめられた。	東の海から西の海に至る一つの短い散歩をされた。(悪魔パーピヤンが入涅槃を勧める)	龍の王であるムチリンダの家に生まれ、龍は悪天候を守った。	「雌ヤギを飼う者」という名前のイチジクの木の下へ赴かれた。	ターラーヤナ樹のもとに留まっておられた。	二商人供養
⑩ 仏讚 (大 04 p.028 中)	於彼七日、禪思心清淨、觀察菩提樹瞻不瞬。							梵天勸請 二商人供養
⑫ BC. (14-94)	七日の間病も覚えず、まばたきもせずに坐り続けられた。							梵天勸請 二商人供養
⑬ 行經 (大 04 p.087 上)	悅沢樹王下、坐觀樹七日、不食喜充盈。							梵天勸請 二商人供養

[3] 善来具足戒法の制定と皈依の対象としてのサンガ（僧宝）の形成

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	出定後
⑭過去 (大03 p.642下)	於七日中一心思惟觀於樹王。 (梵天勸請)	觀諸衆生上中下根…滿二七日。						二商人供養
⑮集經 (大03 p.799中)	在樹下坐經七日夜不起七日目正觀十二因緣。	離菩提樹相去不遠、七日不動、七日諦觀於菩提樹目不暫捨。	摩梨支經行處加趺而坐復經七日。	於迦羅龍王宮殿加趺而坐復經七日。	於曠隣陀龍王宮殿於七日中雨不暫停…擁蔽佞身。	往昔羊子所種尼拘陀樹一坐便經七日不動。	差梨尼迦樹林結跏趺坐經於七日。 (經七七日)	二商主供養
⑯MV (Jones III p.261)	菩提樹下で坐禪。	菩提樹をしっかりと眺めて第二七日を過ごす。	第三七日を長距離の経行で過す。(マーラの娘が来る)	第四週をカーラ龍王の住処で過す。	第五週をムチャリダ龍王の住処で過す。	第六週を牧羊子のバニヤン樹下で過す。	第七週をクシーリカー樹林の中の諸天の祠で過す。	二商人供養
⑰衆許 (大03 p.951 上)	結跏趺坐於樹下、於七晝夜入火界。二梵天子勸請。 (二商人供養。魔王請佞入涅槃。發風病、食訶梨勒果)	離菩提樹往母呬鱗那龍王宮……於一樹下結跏趺坐……七日七夜降霖大雨。	還菩提樹下結跏趺坐經晝夜。入定觀察十二縁生。					梵天勸請

以上のように成道後の禪定の期間には文献によって長短があるが、3週間ないし7週間としておいてよいであろう。しかしながらいづれにしてもこれは神話的記述であるから、この3週間あるいは7週間が歴史的事実を表わしているとは思えない。

そしてこの期間は神話的時間であるがゆえに、著しく引き伸ばされているかもしくは短縮されているかであって、おそらく価値的に短いほうがよい事項については短縮され、価値的に長いほうがよい事項の場合は延長されているであろう。例えばA地点からB地点への移動時間は短いほうが尊ばれるから、神話的には刹那というきわめて短い時間となり、反対に菩薩の衆生救済のための厳しい修行期間は長いほうが尊ばれるから、その時間は神話的に天文学的な時間である阿僧祇劫になるようなものである。これは極端であるが、今のこの禪定を楽しまれたという時間は、梵天勸請までの説法を逡巡している時間ということにもなるから、あまり長いのは好ましいことではなかったであろう。そこでこの3週間ないし7週間は短縮されているのであって、実際にはもっと長かったのではなかろうか。例えば1週間は1ヵ月を意味するのかもしれない。

(1) 大正22 p.103中

[2-4] ところでこの3週間ないし7週間の禪定とその間に挟まる事績の順序・内容には、

表に見られるとおりそれぞれの文献によって異なりがある。しかしムチャリンドラ樹の下に過ごされた7日間には大雨が降り、そこに住む龍王が釈尊を保護したとしていることは共通している。前記の表はあまりにも簡単に記されているので、改めてこの部分の記述をもう少し詳細に紹介する。なお引用文の冒頭の（ ）内に、大雨が降った週を示しておいた。

まず原始仏教聖典を見てみよう。

『パーリ律』（*Vinaya* vol. I p.003）：（第3週）その時世尊は7日を過ごされその三昧から起って、アジャパーラニグロダ樹の根方からムチャリンドラ樹の根方のところに行かれ、ムチャリンドラ樹の根方でひとたび結跏趺坐されたまま7日の間解脱の楽しみを楽しまれた（*atha kho bhagavā sattāhassa accayena tamhā samādhimhā vuṭṭhahitvā ajapālanigrodhamūlā yena mucalindo tena' upasaṃkamaṃ , upasaṃkamtivā mucalindamūle sattāhaṃ ekapallānkena nisīdi vimuttisukhapaṭisaṃvedī*）。

このとき時ならぬ大いなる雲が起り（*mahā-akālamegho udapādi*）、7日の間雨となり（*sattāhavaddalikā*）、寒くなり風が吹いて日が出なかった（*sītavātaduddinī*）。時にムチャリンドラ龍王はとぐろを巻いて寒気も熱気も虻・蚊・風・熱・蛇から世尊を保護した。7日を過ぎてムチャリンドラ龍王は子供に姿を変えて世尊の前に立った。世尊は欲を離れることは楽しいというウダーナを唱えられた。

『四分律』（大正22 p.786中）：（第6週）時に世尊は食を食し終わってから、文隣樹の文隣水の文隣龍王宮に行き、結跏趺坐して解脱三昧を楽しまれた。そのとき7日の間大雨が降りきわめて寒かった。そこで文隣龍王が王宮から出てきて自分の身をもって仏を保護した。

『五分律』（大正22 p.103中）：（第3週）時に雨ふり七日のあいだ黒雲が空を覆い人毛をして豎からしめた。龍がこの雨は畏るべきだと考えて、自分の身体をもって仏身を七匝し、風・雨・蚊・虻が世尊を悩ませないようにした。

『根本説一切有部律・破僧事』（大正24 p.125下）：（第2週）世尊は菩提樹下より起って牟枝隣陀龍王の池辺に行かれ、一樹下に坐して禪定に入られた。そのとき七日のあいだ雨が降り、牟枝隣陀龍王はその間ずっと池から出て仏身を七匝して保護した。

その他 *Udāna* 002-001⁽¹⁾ も、ムチャリンドラ樹の下で（*Mucalindamūle*）7日間坐禅されたとき雨が降ったので、ムチャリンドラ龍王（*Mucalinda nāgarāja*）が鎌首をもたげて保護したとしている。

次に仏伝経典を掲げる。

Nidānakathā (*Jātaka* vol. I p.080)：（第6週）雨のために起こった寒さなどを防ぐために（*vaddalikāya uppannāya sītādipaṭibānattham*）ムチャリンドラ龍王がとぐろを巻いたので、世尊はあたかも香室の中のように解脱の楽しみを楽しんで7日間を過ごされた。

『太子瑞応本起経』（大正03 p.479中）：（第2週）文隣瞽龍のところに行って7日の間禪定をした。そのとき7日の間雨が降ったので、龍は7つの頭をもって寒さなどを防いだ。

『異出菩薩本起経』（大正03 p.620上）：（第1週）成道してすぐに文隣龍のところに行って7日間の禪定に入られた。そのとき風ふき雨がふったので、龍は7つの頭でと

ぐるを巻いて保護した。

『方广大莊嚴經』（大正 03 p.601 中）：（第 5 週）目真隣陀龍王所居の処に住した。

「是時寒風霖雨七日不霽」だったので、龍王は世尊の身体にとぐるを巻いて守った。

Lalitavistara (Lef. p.379, 溝口 p.334) : (第 5 週) 如来は龍の王であるムチリンダ (Mucilinda) の家に住まわれた。この時、非常な悪天候のこの週に、龍の王ムチリンダはその住いから出て、如来の体を七回ぐるぐる巻いて包み、頭を如来の上にさしかけて如来を守った。

『過去現在因果經』（大正 03 p.644 上）：（五比丘に初転法輪するために、パーラーナシーに行く途中ウパカに会い、その後のこととして）その時世尊は進んで阿闍婆羅水の側に行かれた。そのとき 7 日間風雨した。時に水中から目真隣陀という大龍王が出てきて、入定している仏を繞ること七匝して保護した。

『仏本行集經』（大正 03 p.800 上）：（第 5 週）世尊は目真隣陀龍王の宮殿を受けてそこに 7 日間の禪定に入られた。その七日は虚空に雲が起り、雨が降り、大冷風が起こって止まず、寒さに凍えた。そこで龍王はとぐるを巻いて保護した。

Mahāvastu (vol. III p.300 Jones III p.287, 平岡・下 p.391) : (第 5 週) その週に季節外れの豪雨が 7 昼夜にわたって降った。ムチリンダ龍王は世尊の周りを七重に囲み覆って保護した。

『衆許摩訶帝經』（大正 03 p.952 中）：（第 2 週）世尊は菩提樹から母啣鱗那龍王宮に行かれ、禪定に入られた。是の時七日七夜大雨が降り注いだ。そこで龍王はとぐるを巻いて世尊を守った。

このように第何週目のことであつたかについては異なるが、ムチャリンダ樹の下で過ごされた 1 週間は雨が降り続き寒気が襲つたとする。

原始仏教聖典の中には、このほか釈尊がアジャパーラニグローダ樹の下で過ごされた時にも、雨が降つたとするものがある。

『中阿含』032「未曾有法經」（大正 01 p.471 下）：世尊が鬱鞞羅尼連然河辺の阿闍憍羅尼拘類樹下で初めて仏道を得られた時、大雨があつて 7 日に至り、高下悉満潢滂横流した。

SN.004-001-002 (vol. I p.103) : 初めて正等菩提を証された世尊はウルヴェーラーの尼蓮禪河の岸辺のアジャパーラニグローダ樹の下に住しておられたとき、世尊は夜の闇の中で、露地に座っておられた (*rattandhakāratimisāyam ajjhokāse nisinno hoti*)。雨がしとしと降っていた (*devo ekam ekam phusāyati*)。その時恐怖させようと悪魔が大きな象 (*mahanta hatthirāja*) に姿を変えて現れた。しかしその正体を見破られたので悪魔は退散した。

SN.004-001-003 (vol. I p.104) : 初めて正等菩提を証された世尊はウルヴェーラーの尼蓮禪河の岸辺のアジャパーラニグローダ樹の下に住しておられたとき、世尊は夜の闇の中で露地に座っておられた。雨がしとしと降っていた。その時恐怖させようと悪魔が浄不浄の姿に変じて現れた (*vaṇṇanibhā upadamseti subhā ceva asubhā*)。

とする。

「時ならぬ」雨と寒さであつたとするものもあるが、これは説話的なお定まりの表現であ

る。

(1) p.010

[2-5] 『理科年表』平成11年 1999版によると、インドの主要都市の年間平均降雨量（mm）は次の表のようになっている。残念ながらガヤー周辺の月別降雨量の統計を知ることとはできないが、この表の中のガヤーにもっとも近いアッラーハーバードでは7月から9月にかけての雨期はたくさんの雨が降るが、それ以外の月にはほとんど降雨はない。6月もいくらか多いが、これはその下旬の降雨を表わすのであろう。したがって上記のような記述は、釈尊が成道された後、まだウルヴェーラーにとどまっておられた間に雨期を過ごされたことを意味するであろう。

月	Peshawar	New Delhi	Allahabad	Calcutta	Bombay	Machilipatnam	Madras
1月	25.5	16.7	17.4	15.1	0.8	5.4	27.1
2月	43.9	19.3	13.9	24.2	0.8	10.4	4.2
3月	84.2	15.2	8.6	32.8	0.3	9.4	5.5
4月	48.0	14.7	7.7	56.4	1.6	9.3	11.1
5月	26.3	23.8	14.2	123.5	8.9	28.4	28.7
6月	7.9	68.6	82.8	291.7	581.3	94.3	61.9
7月	43.1	225.0	278.3	374.9	701.0	184.2	128.2
8月	70.0	254.2	261.7	345.7	459.4	173.8	156.4
9月	17.9	124.5	208.6	295.9	268.8	167.5	142.2
10月	10.8	16.5	34.9	133.4	55.5	186.6	282.9
11月	13.4	6.3	10.3	23.2	16.3	121.2	373.0
12月	22.9	11.1	4.3	12.3	4.3	25.0	154.4
年	413.9	795.9	942.7	1729.1	2099.0	1015.5	1375.6

春分を3月20日とすると、この日に釈尊は成道され、それから7週間として計算しても、禪定を楽しまれた期間は5月10日頃に終わることになる。とするならばこの期間中に雨期は含まれないから、やはりこの7週間は神話的に短縮されており、実際には雨期が終わり、水浸しになっていた一帯に道が現れて通行が可能になる10月中旬ころまで、成道からおおよそ7ヵ月の間は成道の地であるウルヴェーラーで過ごされたのではなかろうか。

そうだとすると釈尊は成道後第1回目の雨期はウルヴェーラーで過ごされたのであって、しかる後にヴァーラーナシー近郊の鹿野苑に向けて出発されたのである⁽¹⁾。

(1) 『薩婆多毘尼毘婆沙』は、世尊は二月八日の弗星の現れる時に等正覚を成じ、おそらくその年の雨安居を五比丘とともに鹿野苑において過ごし、この雨安居を過ごした8月8日に五比丘が見諦して須陀洹を成じ、これをもって初転法輪とするとしている（大正23 p.510 中ならびに511上）。これはウルヴェーラーで雨安居を過ごしたとするのではないが、五

比丘の見諦は鹿野苑で雨安居を過ごした後とする。

[2-6] 以上のように**釈尊は成道の年の雨期をウルヴェーラーにおいて過ごされ**、洪水のようになった一帯の水が引いて通行が可能になったところに、自分の覚った法を説くためにパーラーナシーに向かわれた。今の暦でいうと10月中旬ころのことであろう。

釈尊がガヤーからパーラーナシーまでどのようなルートを使われたか判らない。現在金子芳夫研究分担者が釈尊時代の遊行ルートを調べているところであって、この結論が出ればそのルートも推測可能になると思われるけれども、仮に現在の国道2号線を通られたとすると、それはガヤーの少し南から直接斜めにパーラーナシーに向かっており、鹿野苑はパーラーナシーの少し北であるから約270kmくらいになるであろうか。乾期のパーラーナシー近辺のガンジス河は泳いでも渡れるくらいの川幅であるが、雨期には大河となり流れも早くなる。このことを考えても、この旅は10月中旬よりは早くなかったはずである。

われわれは釈尊の1日の平均遊行距離は1由旬、すなわち約11.5kmと考えているが⁽¹⁾、この時の釈尊はまだ途中で弟子たちに説法をせがまれるという状況にはなっていなかったのであるから、1日に20kmくらいは歩かれたかもしれない。このときには途中でアーjeeヴァカ教徒のウパカと問答するということはあったけれども、それにはさほどの時間がとられたようには見えないから、2週間ほどで鹿野苑に到着したはずである。10月末ということになる。あるいはいったんパータリプトラ方面に北上して、ガンジス河沿いに遡上するルートであったとすると、もう少し距離が長くなって到着した時期ももう少し遅くなるが、しかしそれほどほどの差異はないであろう。そしてそこで5人の比丘たちに初転法輪された。

そしてまず最初に、その中のコンダンニャが最初に法眼を生じ、ただちに出家を願い出て、「来なさい、比丘よ」と具足戒を与えられたのであるから、おそらくこれは11月初旬から中旬にかけてのことであったと考えてよいであろうが、しかしこれほど細かにその時日を推定する必要もないであろうから、大ざっぱに最初の「善来具足戒」は**釈尊35歳＝成道後第1回目の雨期が終わったころ（成道第1年の後半期）**であったということにしておこう。そして『パーリ律』では続いてVappaとBhaddiyaに法眼が生じたとする。その時の様子を『パーリ律』は、「時に世尊はもたらされた食を食して余の比丘らに説法し、3人の比丘らが乞食してもたらされたものによって、これら6人は生活した (yaṃ tayo bhikkhū piṇḍāya caritvā āharanti, tena chabbaggo yāpeti)」⁽²⁾とし、その後MahānāmaとAssajiに法眼が生じた、としている。『四分律』は阿湿卑と摩訶摩男のほうに先に法眼浄を生じ、婆提と婆敷のほうを後とするから状況は少しく異なるが、これも「これら5人のうちの2人が乞食している時は、世尊は他の3人に説法し、3人が乞食している時は、世尊は他の2人に説法し、この所得の食によって6人が生活した」⁽³⁾としている。このような描写からすると、コンダンニャに法眼が生じてから五比丘中の最後の者に法眼が生じるまでにはある程度の時間経過があったのかもしれない。しかし「律蔵」はそれほどのスパンを想定しているのではなさそうであるから、したがって五比丘のすべてが「善来具足戒」によって具足戒を得たのは、仏成道第1年の後半期のことであったとしてよいであろう。

そしてその後彼ら5人は心解脱を得て、「その時世間に阿羅漢は6人となった (tena kho pana samayena cha loke arahanto honti)」⁽⁴⁾とされている。この6人のうちの1人は釈

尊である。次項で詳説するように、このとき「僧宝」が成立したのである。僧宝成立の時期は最初の「善来具足戒」が行われた時からそれほど時間は経過していなかったであろうから、これも**仏成道第1年の後半期**としておいてよいであろう。

このあと『パーリ律』はヤサが阿羅漢になり、さらにヤサの4人の友人と50人の友人が出家具足戒を得て心解脱し、世間に阿羅漢は61人になったとして一連の記述を終える⁽⁵⁾。

『四分律』⁽⁶⁾はさらにこの後に、バーラーナシーの同友が出家具足戒を得て解脱して世間に阿羅漢は111人となり、さらに那羅陀梵志が出家具足戒を得て解脱して世間に阿羅漢は112人となったとする。また『五分律』⁽⁷⁾はヤサの50人の友人の後に那羅摩納が阿羅漢果を得て世間に阿羅漢は62人となったとし、さらに鹿苑から娑羅林に行く途中の姪女を探す同友30人と婚姻事をなす60人も出家具足戒を得て阿羅漢になり、世間に阿羅漢は152人になったとする。その細かな記述のあり方の検討は次章【4】に譲るが、『パーリ律』では世間に阿羅漢が61人になった後に世尊は雨期を過ごされた(vassam vuttho)とし⁽⁸⁾、その後ウルヴェーラーに行かれたことになっているから、ウルヴェーラーに出発されたのは成道第2年目、すなわち成道後第2回目の雨期を過ごされた後と考えてよいであろう。このように考えると、『パーリ律』でいえば、**ヤサとその4人の友人と50人の友人たちを教化されたのは、この雨期を迎える前すなわち仏成道第2年＝釈尊36歳の前半期**ということになる。『四分律』に関してはバーラーナシーの同友と那羅陀梵志やその友人たちの教化もこの時期ということになる。しかし『五分律』の姪女を探す同友30人と婚姻事をなす60人は鹿苑から娑羅林に行く途中とされるから、成道第2年の雨期の後の後半期ということになる。

「律歳」はこれをもって「世間に阿羅漢は何人になった」という形式の記述を終える。

「律歳」の構造上ではここで「善来具足戒章」と名づけるべき章が終わり、次の段落すなわち、釈尊がこれら阿羅漢果を得た弟子たちを「二人して1つの道を行くなかれ。法を説き、梵行を顕示せよ」⁽⁹⁾と諸国に布教に出されたという記述から「三皈依具足戒章」が始まるということになる。

- (1) 「モノグラフ」第6号(2002年10月)に掲載した【論文4】「由旬(yojana)の再検証」 p.050
- (2) *Vinaya* vol. I p.013
- (3) 大正22 p.789上
- (4) *Vinaya* vol. I p.014。『四分律』は「爾時此世間有六羅漢。五弟子如来至真等正覚為六」(大正22 p.789中)とし、『五分律』は「爾時世間有六阿羅漢」(大正22 p.105上)とする。
- (5) *Vinaya* vol. I p.020
- (6) 大正22 p.790下
- (7) 大正22 p.106上
- (8) *Vinaya* vol. I p.022
- (9) *Vinaya* vol. I p.020

[3] 法宝の成立時期

上述のように仏成道第1年の後半期に「僧宝」が成立した。素直に考えると、この直前の初転法輪において世尊が中道・四諦八正道の教えを説かれたことが「仏宝」「僧宝」にならぶ「法宝」の成立になるものと思われるが、しかし律蔵自身はそうは考えていなかったようである。そこで少々脇道にそれるが「法宝」の成立時期について考えておこう。

[3-1] 律蔵が初転法輪をもって「法宝」の成立と考えていなかった理由は、実は初転法輪よりも前の、成道直後のウルヴェーラーでの世尊の禅定中に登場する二人の商人タプッサとパツリカが「仏」とともに「法」にも二帰依した最初の優婆塞であるとされているからである。もしそのとき彼らが仏と法の二宝に帰依したとするなら、その時点ですでに「法宝」は成立していたことになる。

まずその資料から紹介する。仏伝經典のなかにはこの帰依を「三帰依」とするものもあるので仏伝經典も含めて紹介する。なお「律蔵」においては「三帰依」の始まりはヤサの父親とされ、これは「僧宝」の成立時点と係るので、その帰依に関する情報も併せて掲げる。なお文献によってはヤサの帰依に関する記述がないものもあり、この記述がないものについては項目自体を掲げない。また項目が掲げられているものでも（ ）でくくって（記述なし）などとしたものは、当該の人物は登場するけれども帰依に関する記述がないことを示す。

なお調査の対象は次の事項とし、以下の紹介においては番号のみを示す。

二商人の帰依

- ①二商人の名前、②帰依の対象、③帰依についてのコメント、④帰依の時期

ヤサの父の帰依

- ①帰依の対象、②帰依についてのコメント、③帰依の時期

まず原始仏教聖典である。

『パーリ律』

二商人の帰依 (Vinaya vol. I p.004)

- ①タプッサ (Tapussa)、パツリカ (Bhallika) ⁽¹⁾、②世尊 (bhagavant) と法 (dhamma)、③彼らは世間において初めて二帰依を唱えた優婆塞であった (teva loke paṭhamaṃ upāsakā ahesuṃ dhevācīkā)、④ラージャヤタナ樹下にての第4の7日間の後

ヤサの父の帰依 (Vinaya vol. I p.016)

- ①世尊 (bhagavant) と法 (dhamma) と比丘サンガ (bhikkhusaṃgha)、②彼は世間において初めて三帰依を唱えた優婆塞であった (tevācīko)、③五比丘が心解脱を得て世間に阿羅漢が6人となった後

『四分律』

二商人の帰依 (大正22 p.781下)

- ①瓜と優波離、②仏と法、③優婆塞中の最初の受二帰依、④菩提樹下での成道の7日の後

*この後に呵梨勒樹神、鬱鞞羅村婆羅門、婆羅門の婦、文麟龍王などの帰依が続くが、すべて仏と法に対する二帰依である。

耶輸伽の父の帰依 (大正22 p.789中)

- ①仏と法と僧、②最初の優婆塞の三自帰、③五比丘が心無礙解脱を得て世間に阿羅漢が6人となった後

『五分律』

二商人の帰依（大正 22 p.103 上）

①離謂と波利、②仏と法、③最初の受二自帰、④菩提樹下での成道の 7 日の後

* この後に須闍陀の娘、斯那、その婦、姉妹などの帰依が続くが、すべて仏と法に対する二帰依である。

耶舎の父の帰依（大正 22 p.105 中）

①三自帰、②人中において最初に三帰五戒を受けた、③五比丘が阿羅漢道を得て世間に阿羅漢が 6 人となった後

『根本有部律破僧事』

二商人の帰依（大正 24 p.125 上）

①黄芘と村落、②（二人の帰依については記さない）、③（二人の帰依については記さない）、④菩提樹下での成道の後

耶舎自身の帰依（大正 24 p.129 上）⁽²⁾

①仏と法と僧、②（五戒も受けたとするが帰依についてのコメントなし）、③五比丘が心解脱を得て世間に阿羅漢が 6 人となった後

なお AN.001-014-001⁽³⁾ にも「私の弟子にして優婆塞中の帰依した者の第 1 はタパッスとバツリカの二商人である」とするが、帰依の内容は記されていない。

次に仏伝経典である。

Nidānakathā

二商人の帰依（*Jātaka* vol. I p.080）

①タパッス（*tapassu*）とバツルカ（*bhalluka*）、②仏（*buddha*）と僧（*saṃgha*）の二帰依の優婆塞（*dvevācika-upāsakā*）、③（コメントなし）、④ラージャーヤタナ樹下の第 7 の 7 日の後

『修行本起経』

二商人の帰依（大正 03 p.472 中）

①提謂と波利、②三自帰および五戒、③（コメントなし）、④菩提樹下での成道の後

『中本起経』

二商人の帰依（大正 04 p.147 下）

①提謂と波利、②三自帰と五戒、③（コメントなし）、④菩提樹下での成道の後
蛇虵（宝称）の父（阿具利）の帰依（大正 04 p.149 中）

①帰依の具体的な記事なし、②－、③－

『太子瑞応本起経』

二商人の帰依（大正 03 p.479 上）

①提謂と波利、②仏と法と比丘僧の三自帰、③（コメントなし）、④菩提樹下での成道の 7 日の後

* この後に文隣瞽龍の帰依が続くが三自帰

『異出菩薩本起経』（大正 3 p.620 中）

文隣龍の帰依

①（二商人の記述はなし）、②仏・経・当有の衆阿羅漢比丘僧に自帰、③－、④仏得道の後

『普曜経』

二商人の帰依（大正 03 p.526 中）

- ①提謂と波利、②「自帰」というのみ、③（コメントなし）、④菩提樹下での成道の7日の後

『方广大莊嚴経』

二商人の帰依（大正 03 p.601 下）

- ①帝履富婆と婆履、②我今より如来に帰依す、③（コメントなし）、④多演林中の樹下での第7の7日の後

Lalitavistara

二商人の帰依（Lef. p.381、溝口 p.335）

- ①トラプシャとバリカ、②ブツダと法に帰依、③（コメントなし）、④ターラーヤナ樹の第7の7日の後

*四諦十二行相を説かれ、カウディニヤによく認識された時に、仏・法・僧の三宝が出現したとされている。（溝口 p.371）

『仏所行讃』

二商人の帰依（大正 04 p.028 下）

- ①商人とするのみ、②（帰依についての記述はない）、③ー、④ー

Buddhacarita

二商人の帰依（14-105）

- ①アラダとウドラカ、②（帰依の記述はない）、③ー、④ー

*「成道したブツダには（仏と法との）2つの宝が備わっていた」（14-99）とする。（講談社 p.168）

『仏本行経』

二商人の帰依（大正 04 p.087 下）

- ①二賈客とするのみ、②始めて五戒を受けて清信士になったとするのみ、③ー、④ー

『過去現在因果経』

二商人の帰依（大正 03 p.643 中）

- ①跋陀羅斯那と跋陀羅梨、②仏と法と将来の僧に三帰、③（コメントなし）、④第2の7日の後に転法輪のために婆羅捺に行こうとする時

耶舎の父の帰依（大正 03 p.645 下）

- ①三自帰、②優婆塞になって最初に三宝を供養することを獲得した、③五比丘が阿羅漢になった後

『仏本行集経』

二商人の帰依（大正 03 p.801 上）

- ①帝梨富婆（隋に胡瓜という）と跋梨迦（隋に金挺という）、②仏と法と僧、③最初に三帰・五戒を得た優婆塞、④差梨尼迦樹下の第7の7日の後

耶輸陀の父の帰依（大正 03 p.818 中）

- ①仏と法と僧、②大長者で最初に優婆塞になり、人身中に三白をもって三帰依した

者、③五比丘が阿羅漢になって世間に六阿羅漢となった後

Mahāvastu

二商人の帰依 (vol.III p.302, Jones III p.290, 平岡・下 p.398)

①トラブシャとバツカリ、②仏と法と未来の世尊の声聞のサンガに三帰依、③（コメントなし）、④クシリーカーの森での第7の7週間の後

ヤショーダの両親の帰依 (vol.III p.413, Jones III p.414)

①帰依についての具体的な記事はない、②－、③－

『衆許摩訶帝経』

二商人の帰依 (大正03 p.951中)

①布薩と婆梨迦、②仏と法と未来の僧伽、③（コメントなし）、④菩提樹下の成道の7日の後

耶舎の父（俱梨迦長者）の帰依 (大正03 p.955中)

①仏と法と僧伽、②世尊は俱梨迦に世間の第一優婆塞たるべしと説かれる、③五比丘と世尊の6人が世間の第一福田になった後

以上のうち、二商人（文隣龍も含む）とヤサの父（ヤサ本人も含む）の帰依の対象のみを表示すると次のようになる。当該の人物が登場するが帰依についての記述がないものは「－」をもって示し、当該の人物そのものについての記述がないものは空欄とした。

	二商人	ヤサの父
パーリ律	世尊・法	世尊・法・比丘サンガ
四分律	仏・法	仏・法・僧
五分律	仏・法	仏・法・僧
根本有部律破僧事	－	仏・法・僧
<i>Nidānakathā</i>	仏・法	
修行本起経	仏・法・僧	
中本起経	仏・法・僧	－
太子瑞応本起経	仏・法・比丘僧	
異出菩薩本起経	仏・経・当有の衆阿羅漢比丘僧	
普曜経	(自帰というのみ)	
方广大莊嚴経	如来	
<i>Lalitavistara</i>	仏・法	
仏所行讃	－	
<i>Buddhacarita</i>	－	
仏本行経	－	
過去現在因果経	仏と法と将来の僧	仏・法・僧
仏本行集経	仏・法・僧	仏・法・僧

<i>Mahāvastu</i>	仏・法・未来の世尊の声聞のサンガ	—
衆許摩訶帝経	仏・法・未来の僧伽	仏・法・僧伽

以上のように二商人の帰依については、「律蔵」のすべては仏と法に対する「二帰依」とする。これに対して「仏伝経典」は二帰依とするものは少なく、多くは仏・法・僧の「三帰依」であったとする。しかし『方广大莊嚴経』のごときは「如来」とのみするから、これは仏に対する「一帰依」を意味するかもしれない。しかし「三帰依」の場合でも「僧」については、『異出菩薩本起経』『過去現在因果経』“*Mahāvastu*”『衆許摩訶帝経』などは「未来（当有、将来）の僧」とするから、単に三帰依とするものも「僧」については言外に「未来の僧」を意味しているのかもしれない。

それでは「未来の僧」がいつの時点で現前する「僧」になるのかといえば、それはヤサの父の帰依の時であろう。『衆許摩訶帝経』は二商人の帰依のところでは「未来の僧伽」としていたのに、ヤサの父親の帰依のところでは「僧伽」としているし、『過去現在因果経』は明確ではないが、耶舎の父の帰依のところでは単に「三自帰」とするのをもこれを物語るかもしれない。「律蔵」が二商人の帰依の時には「二帰依」であったのに、ヤサの父親の帰依の時には「三帰依」とするのであるから、議論を必要としないであろう。またそれは資料に示したところから明らかなように、初転法輪の五比丘が阿羅漢果を得て「世間に6人の阿羅漢があった」とされた直後である。したがって帰依の対象とされる「僧」の成立は五比丘が阿羅漢になった時であったことは明白である。これに対して帰依の対象となる「仏宝」が成立したのは仏成道の時であることは明々白々であるが、上記の資料によれば「法宝」の成立もまた仏成道の時であるということになる。したがって「仏宝」と「法宝」の形成はまさしく仏成道時（すなわち仏成道第1年の始まりの日）であり、「僧宝」の形成はそれから8ヵ月ほど経過した仏成道第1年の後半期ということになる。

- (1) AN.や *Buddhavaṃsa* はタブッサではなくタパッサである。
- (2) ここでは父ではなく、耶舎自身が鄢波索迦になったとしている。
- (3) vol. I p.025

[3-2] 以上のように「法宝」は「仏宝」と同時に世尊の成道によって成立したと考えると、「法宝」の「法」は世尊の「説かれた教え」ではなく、仏と法は相即しているのであって、仏の根底にある仏によって悟られた法、仏を仏ならしめているところの法を意味しているということになる。それは *Buddhacarita* が「成道したブッダには（仏と法との）2つの宝が備わっていた」⁽¹⁾ と表現されるところに象徴的に示されている。

なお「僧宝」の成立を五比丘の得阿羅漢の時点であったとすると、この時点をもって本稿の主題とするサンガの形成と考えてよいかという問題も生じる。そこで念のために「三宝帰依」がどのように表現され、「三宝」がどのように解説されているかを調査しておきたい。

まず原始仏教聖典の中でどのように三帰依が表明されているかということ調べてみよう。漢訳では機微が判りにくいので、パーリ聖典を中心に調査したものであるが、これを表現の上からタイプ分けすると次のようになる。

まず第1型は ‘ahaṃ bhante bhagavantam saraṇam gacchāmi dhammañ ca bhikkhu-saṃghaṃ ca’ とするもので、これは特定の個人が終生の優婆塞となりたい、あるいは出家と具足戒を得たい、と願う場合に使われる。そしてこの場合は例文に上げたように「仏宝」を単に ‘bhagavantam’ とするものと、 ‘bhagavantam Gotamam’ とするものに分かれる⁽²⁾。このような表現は、世尊を目の前にしての直接的な表白ではなく、仏弟子の説法の場合もあるし⁽³⁾、釈尊滅後の経とされるものの中にも現れる⁽⁴⁾。

第2型は ‘buddham saraṇam gacchāmi. dhammam saraṇam gacchāmi. saṃgham saraṇam gacchāmi’ とするもので、これは三帰依文の定型であるが用例は必ずしも多くな⁽⁵⁾、また偈文の中では特定の個人が優婆塞となり、出家具足戒を得たいと願う場合にも使われることがある⁽⁶⁾。「仏宝」は常に ‘buddha’ である。

このように三帰依文としての定型においては「仏宝」は ‘buddha’ であり、「僧宝」は ‘saṃgha’ であって、ブッダは理念的・普遍的なブッダを意味するのかもしれない。しかしながら現実的な信仰表白としての三帰依の場合は、「仏宝」は ‘bhagavant Gotama’ とされ、また単に ‘bhagavant’ とする場合も ‘bhagavant’ は理念的・抽象的なブッダを指すのではないであろう。したがってこの場合の「仏宝」は理念的な法身仏のようなものを想定しているのではなく歴史上に現前している釈迦牟尼仏、すなわちゴータマ・ブッダを指していると理解しなければならない。帰依とはまったく逆の立場であって、ブッダから語られたものであるが、「他の者たちが私と法とサンガを非難することもあるであろう (mamaṃ vā pare avaṇṇam bhāseyyuṃ dhammassa vā avaṇṇam bhāseyyuṃ samghassa vā avaṇṇam bhāseyyuṃ)」⁽⁷⁾ などとする例も存する。

同時に「僧宝」は第1型においては ‘bhikkhusaṃgha’ とされるから、「サンガ」も比丘・比丘尼の区別を超越した理念的・普遍的なサンガではないように思われる。とってこれが凡夫の比丘も含めた、本稿でいうところの現実的な「各地に散在する個別の比丘サンガ」を意味するものでないことは次項で取り上げる解説から明らかである。

そして「法宝」についてはヴァリエーションがないが、これも先の「律蔵」の仏伝のところでもそうであったように、釈迦牟尼仏に内在する、釈迦牟尼仏と不可分の「法」を意味するのである。

(1) 14-99、講談社 p.168

(2) 「終生の優婆塞となりたい」とするもので ‘bhagavantam’ とするものには、*Vinaya* vol. I p.016 (ヤサのケースで、世間において初めて三帰依を唱えた優婆塞とされている)、pp.037、226、236 (3度繰り返されている)、vol. II pp.157、192、*DN.* vol. I pp.085、202、vol. III p.193、*MN.* vol. I pp.368、378 (3度繰り返されている)、vol. IV p.019、*SN.* vol. I p.070、vol. IV p.306、*AN.* vol. IV p.185 (3度繰り返されている)、*Udāna* p.049がある。

また ‘bhagavantam Gotamam’ とするものには、*Vinaya* vol. III p.006、*DN.* vol. I pp.125、147、234、vol. II p.132、*MN.* vol. I pp.24、501、vol. II pp.007、206、*SN.* vol. II p.023、vol. V p.075、*AN.* vol. I pp.056、157、173、vol. IV p.179、*Suttanipāta* pp.025、054、091、123がある。

また「出家を得、具足戒を得たい」とするもので ‘bhagavantam’ とするものには、*DN.* vol. I pp.147、176、202、vol. II p.152、*MN.* vol. I p.391、*SN.* vol. II p.021、vol. IV p.308があり、‘bhagavantam Gotamam’ とするものには、*MN.* vol. I p.493、512、

SN. vol. I pp.161 以下多数、*Suttanipāta* pp.015、086、091、101、123 がある。

- (3) *DN*. vol. II p.352、*SN*. vol. III p.113 (Bhāradvāja)、p.121 (Kaccāna)、p.124 (Udāyi)、
vol. V p.273 (Ānanda)、*AN*. vol. I p.067 (Kaccāna)、219 (Ānanda)、239
(Piṅgiyāni brāhmaṇa)
- (4) *DN*. vol. I p.210 (Ānanda)
- (5) *Vinaya* vol. I pp.022、069、082、*Khuddakapāṭha* p.001
- (6) *Therīg*. v.053 (buddhaṃ dhammañ ca saṃghaṃ ca upemi saraṇaṃ munim)、v.132
(buddhaṃ dhammañ ca saṃghaṃ ca upemi saraṇaṃ munim)、v.251 (upemi buddhaṃ
saraṇaṃ dhammaṃ saṃghaṃ ca tādinaṃ)、*Dhmp*. v.190 (buddhañ ca dhammañ ca
saṃghaṃ ca saraṇaṃ gato)、*Udānavarga* 第27章 v.33
- (7) *DN.001 Brahmajāla-s.* vol. I p.002

[3-3] 以上のように、少なくとも歴史上の釈迦牟尼仏が説かれたとされる原始仏教聖典の場合、「仏宝」はゴータマ・ブッダすなわち釈迦牟尼仏をさすことは明白である。そしてもしそうなら、「僧」は本稿でいうところの「釈尊教団」を意味してもよさそうであるが、必ずしもそうではない。それは三宝の解説によって明らかである。

三宝帰依の「三宝」の1つ1つが解説されるものは多くないが、*Suttanipāta* 中の *Ratanasutta* ⁽¹⁾ では三宝を次のように表現している。偈文で説かれているから散文で説かれるように理路整然としていないので、筆者の理解によって整理したものである。

仏：如来 (tathāgata)、いかなる財よりもすぐれた宝

法：釈迦牟尼仏が到達した (sakyamunī samāhito) 滅尽・離貪・不死 (khayaṃ virāgaṃ amataṃ paṇītaṃ)、三昧 (samādhi)

僧：供養を受けるに値する四双八輩の人、涅槃を得、不死を得、寂静の樂を受ける人、聖諦を深く観察する善人、須陀洹に達した者、見道に達した者、身見・疑・戒禁取見を捨てる人、四悪趣を離れ、六逆罪 (五逆+従他師) を犯すことのない人、身・語・意の悪業をなすとも隠蔽しない人＝涅槃を見た人

また必ずしも「三帰依」の仏・法・僧の解説ではなく、例えば「聖弟子は仏・法・僧に対して正信を具足する (aveccappasādena samannāgato)」とか、「森、樹下で恐怖心が起こったら仏・法・僧を憶念しなさい」などさまざまのシチュエーションの中で仏・法・僧を解説するものがあり、これは以下のように定型化している ⁽²⁾。

仏：かの世尊は阿羅漢であり、正等覚者であり、明行具足者であり、善逝であり、世間解者であり、無上師であり、調御丈夫であり、人天の師であり、仏であり、世尊である。

法：世尊によってよく説かれた法 (svākkhāto dhammo) は現によく見られ (sanditṭhiko)、時を超越し (akāliko)、来て見られ (ehi-passiko)、導き (opāyiko)、それぞれに知者が了解するものである (paccattaṃ veditabbo viññūhi)。

僧：世尊の弟子サンガ (bhagavato sāvakasaṃgho) はよく修し (supaṭipanno)、世尊の弟子サンガは正しく修し (uju-paṭipanno)、世尊の弟子サンガは如理に修し (ñāya-paṭipanno)、世尊の弟子サンガは如法に修し (samīci-paṭipanno)、すなわ

ち四双八輩（*cattāri purisa-yugāni, aṭṭha purisa-puggalā*）であって、世尊の弟子サンガは供養されるべき（*āhuneyyo*）であり、供応されるべき（*pāhuṇeyyo*）であり、尊敬されるべき（*dakkhiṇeyyo*）であり、礼拝されるべきであり（*añjala-karaṇīyo*）、世間無上の福田である（*anuttaraṃ puññakkhettaṃ lokassa*）。

以上の解説によれば、仏・法・僧ともかなり理念化されているようにも感じられるが、例えば後者の定型的な解説においても、仏宝の導入部は「あなたはヴァッジの村で、諸種の方便をもって私を称賛した」⁽³⁾とか、「あなたたちは森に行き、樹下に行き、恐怖心が起こったならば私を憶念しなさい（*maṃ anussareyyātha*）」⁽⁴⁾などと釈迦牟尼仏自身をさすものもあるから、けっして理念化された仏でないことが判る⁽⁵⁾。

これに対して「法」は、「仏のよく説かれた法」としているから、初転法輪などにおいて説かれた四諦の法などを指すかとも考えられるが、「現によく見られ、時を超越し、来て見られ、導き、それぞれに知者が了解するもの」とされるから、説かれた教えに内在する真理のようなものをいうのであろう。

またサンガは「四双八輩」とされ、その他の言葉からも、ここに凡夫の出家修行者が含まれるとは考えられない。

- (1) p.039、岩波 p.051。KN. *Kuddhakaṇṭhā* p.004 も同じ。
- (2) DN. 016 *Mahāparinibbāna-s.* vol. II p.093、DN.024 *Pāṭika-s.* vol. III p.005、DN.033 *Saṅgīti-s.* vol. III p.227、MN.007 *Vatthūpama-s.* vol. I p.037、SN.011-003 vol. I p.219、SN.012-041-002 vol. II p.069、SN.040-002 vol. IV p.271、SN.055-001 vol. V p.342、その他多数。
- (3) 上記中の DN.24 *Pāṭika-s.* vol. III p.005
- (4) 上記中の SN.11-3 vol. I p.219。なお SN.55-001 vol. V p.342 は四法成就（*catuhi dhammehi samannāgato*）の仏・法・僧の解説である。
- (5) なお *Samantapāsādikā* vol. I p.001 は「無量億劫のあいだなしがたい難行を修して、世間の利益のために苦難におもむかれた師、かの大悲者に帰命する（*namo mahākāruṇikassa tassa*）。仏の実証された悟りがたい有・非有の衆生世間を生きつつ、煩惱の網を破る殊勝なるかの法に帰命する（*namo avijjādi-kilesajāla-vidhaṃsino dhammavarassa tassa*）。戒・定・慧・解脱・解脱知見などのもろもろの功徳を具足して、善を願う人々の（福）田である聖なるサンガに稽首する（*tam ariyaśaṅghaṃ sirasā namāmi*）」としている。

[3-4] 以上の三宝帰依の表白や、仏・法・僧の解説から、「仏宝」とは「ゴータマ・ブツダ」であり、「法宝」はゴータマ・ブツダの悟った理法としての法で、四諦八正道などの実際に説かれた教えに内在する真理として法であり、「僧宝」とはゴータマ・ブツダに導かれて四双八輩という聖者の境地に到達した聖弟子たちからなるサンガのことであることが判明した。まさしく僧宝は、「律蔵」のいう「世間に存在する阿羅漢 6 人」「世間に存在する阿羅漢 61 人」などを指すのである。そしてこの人数の中には世尊も含まれていることに注意すべきであろう。すなわち帰依の対象となるサンガには釈尊も含まれるのである⁽¹⁾。したがって「僧宝」としてのサンガは、本稿が主題とする「釈尊を和尚とするサンガ」「各地に散在する個別のサンガ」「釈尊教団」の「サンガ」とは次元を異にするということになる。

なお以上の結論は歴史上の釈尊の教えに基づく釈迦仏教の範囲内のことで、いうまでもないことであるが歴史上の釈迦牟尼仏以外の仏の教えに基づく大乘仏教においてはまた別の考

察が必要であることをつけ加えておく。

- (1) 現実のサンガにも釈尊が含まれることは、釈尊もサンガの一員として布薩や自恣を行っていることから知られる。布薩については *Udāna 005-005* (p.051)、*AN.008-002-020* (vol.IV p.204)、四分律「説戒捷度」(大正 22 p.824 上)、自恣については *SN.008-007* (vol. I p.190)、雑阿含 1212 (大正 02 p.330 上)、別訳雑阿含 228 (大正 02 p.457 上)、増一阿含 032-005 (大正 02 p.676 中) を参照。

【3】 善来具足戒法の制定と帰依の対象としてのサンガ（僧宝）の形成